第14号様式（第8条関係）
（そ の 1）

（令和 7 年分）

収 支 報 告 書

（ふりがな） あくたがわ こうえんかい

1 政治団体の名称 芥川よしひと後援会

2 主たる事務所の所在地 磐田市池田1134-7

3 代表者の氏名 岸 鈴盛

4 会計責任者の氏名 新村千昌

事務担当者の氏名 芥川倫子

（電話番号） 0538-34-0764

選挙管委
-8.1.-8
第6822号

01	02	03	04
05	06	07	08
			※選管使用欄

政治団体の区分

- ☐ 政党
- ☐ 政党の支部
- ☐ 政治資金団体
- ☐ 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
- ☑ その他の政治団体
- ☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分

- ☐ 2以上の都道府県の区域等
- ☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無

- ☐ 有
- ☑ 無

公職の種類 ＿＿＿＿＿＿（現職 ・ 候補者等）

資金管理団体の届出をした者の氏名 ＿＿＿＿＿＿

国会議員関係政治団体の区分

- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の7第1項第3号に係る国会議員関係政治団体
- ☐ 政治資金規正法第19条の16の3第1項の規定により国会議員関係政治団体とみなされる政治団体

公職の候補者の氏名 ＿＿＿＿＿＿

公職の種類 ＿＿＿＿＿＿（現職 ・ 候補者等）

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

入力済

(R7.12)

（そ の 2）

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額			591	244
（前年からの繰越額）			141	244
（本年の収入額）			450	000
支出総額			552	437
翌年への繰越額			038	807

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

	十億	百万	千	円
金額				0
員数				0 人

(2) 寄附

ア 寄附（イを除く。）の区分	十億	百万	千	円	備考
(ア) 個人からの寄附			450	000	
（うち特定寄附）（内書）				0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				0	
(ウ) 政治団体からの寄附				0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)= ア			450	000	
（寄附のうち寄附のあっせんによるもの）（内書）				0	
イ 政党匿名寄附				0	
合計（ア＋イ）			450	000	

（そ の 7）

(7) 寄附の内訳 **(個人からの寄附)**												寄附者の区分	**個人**	
寄附者の氏名	金額 十億	百万	千	円							年月日	住所	職業	備考
斉川栄人			4	5	0	0	0	0			7.1.8	船田市池田1109-7	市議会議員	
この頁の小計			4	5	0	0	0	0						
その他の寄附										0				
合計			4	5	0	0	0	0						

(注１) 同一者からの年間５万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注２) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。
(注３) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。

（そ の 13）

3　支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表

項目	金額	備考
	十億 百万 千 円	本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出
1 経常経費		
(1) 人件費	0	
(2) 光熱水費	0	
(3) 備品・消耗品費	9,647	
(4) 事務所費	420,000	
小計	516,47	経常経費の計
2 政治活動費		
(1) 組織活動費	286,210	
(2) 選挙関係費	0	
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費 (小計)		(3)のア～エの計
ア 機関紙誌の発行事業費	214,580	
イ 宣伝事業費	0	
ウ 政治資金パーティー開催事業費	0	
エ その他の事業費	0	
(4) 調査研究費	0	
(5) 寄附・交付金	0	
(6) その他の経費	0	
小計	500,790	政治活動費の計
合計	552,437	

（そ の 15）

(3) 政治活動費の内訳

項目別区分 組織活動費 （ 交際費 ）

支出の目的	金額 十億	百万	千	円	年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
この頁の小計								
その他の支出			23	000				
合計			23	000				

（注１） 5万円以上の支出（国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（国会議員関係政治団体については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（そ の 15）

(3) 政治活動費の内訳													項目別区分 組織活動費 （ 旅費交通費 ）			
支出の目的	金						額						年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円				
この頁の小計																
その他の支出									3	8	3	0				
合計									3	8	3	0				

（注１） 5万円以上の支出（国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（国会議員関係政治団体については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(3) 政治活動費の内訳													項目別区分 組織活動費 （組織対策費）			
支出の目的	金額												年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあっては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあっては、主たる事務所の所在地）	備考
			十億			百万			千			円				
後援会リーフレット							1	2	1	0	0	0	7.1.20	大日堂印刷 株式会社	碧田市見付2484-2	
この頁の小計							1	2	1	0	0	0				
その他の支出							1	3	8	3	8	0				
合計							2	5	9	3	8	0				

（注１） 5万円以上の支出（国会議員関係政治団体については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（国会議員関係政治団体については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

（注２） 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の（ ）の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

（そ の 15）

| (3) 政治活動費の内訳 | | |

（そ の 17）

資 産 等 の 状 況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※公職の候補者ではなく、政治団体の資産等の有無について、□にチェックしてください。

（そ の 20）

宣　　誓　　書

添付書類　（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）

3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

4　確認書（令和8年分以後の収支報告書において、国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 8 年 1 月 5 日

政治団体の名称 ： 芥川よしひと後援会

会計責任者の氏名 ： 新村千昌 ㊞

（以下の「代表者の氏名」は、解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名 ： ㊞）

※　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

※　解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

（本人による署名（自書）または押印がある場合は、従来通り提出が可能です）